



令和8年度 大崎市飲食業等物価高騰対策支援給付金 申請ガイドンス

大崎市経済産業部商工業・若者チャレンジ振興課
〒014-8601 大崎市大曲花園町1番1号
☎0187-63-1111（代表）

1 給付金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響からの立ち直りにありながら、物価高騰等により厳しい経営状況となっている市内の飲食業をはじめとした対人サービスを提供する業種を営む事業者に対し、経営維持のための給付金を支給します。

(2) 支給額

1事業者あたり、1事業所につき10万円 ※上限20万円

(3) 対象者

日本標準産業分類表中分類上の「75-宿泊業」「76-飲食店」「77-持ち帰り・配達飲食サービス業」「78-洗濯・理容・美容・浴場業」に分類され、市内の事業所にて営業をしている中小企業および個人事業主。

(4) 要件

以下のすべてを満たす必要があります

- 直近の決算における仕入を含む経費が一事業所あたり120万円以上であること
※2以上の事業所の申請の場合、
上記要件を満たした事業所×10万円（上限20万円）となります。
- 令和7年度課税以前（納期限が令和8年3月31日まで）の市税に滞納がないこと

(5) 申請方法

原則、電子申請 ※不可能な場合は紙申請

(6) 申請受付期間

令和8年5月18日（月）～同年6月30日（火）

(7) 問い合わせ先

大仙市経済産業部商工業・若者チャレンジ振興課

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

☎0187-63-1111（内線266,276） E-Mail：shoko@city.daisen.lg.jp

2 申請手続き等

(1) 本給付金の申請方法

原則として電子申請となります。

- ①右の二次元バーコードの読み取り
- ②大仙市HPからコンテンツ番号「6396」を検索し、該当ページから電子申請フォームにて申請
電子申請の方法はマニュアルをご確認ください。



※電子申請が難しい場合は紙申請も可能です

(2) 電子申請サポート

電子申請においてご不明な点等がございましたら、以下の通り電子申請サポートを実施しておりますのでサポートが必要な方はご利用ください。

開設期間(9時~17時) ※土日祝除く	会場	事前電話予約
5月18日(月)~6月30日(火)	大曲庁舎市民ホール ※申請状況によって、 大曲庁舎2階 商工業・若者チャレンジ 振興課に変更いたします	不要
5月18日(月)~6月30日(火)	大曲商工会議所	必要 (0187)62-1262
5月18日(月)~6月30日(火)	大仙市商工会	必要 西部支援拠点：(0187)72-4028 (神岡・南外・西仙北・協和地域) 東部支援拠点：(0187)56-2021 (中仙・仙北・太田地域)

(3) 紙申請 ※電子申請が困難な方向け

- 申請書は、大仙市HPからダウンロードするか、商工業・若者チャレンジ振興課、各支所市民サービス課、大曲商工会議所、大仙市商工会にて取得してください。
- 書類は商工業・若者チャレンジ振興課及び各支所市民サービス課に提出してください。土日祝除く9時~17時に受付いたします。

2 申請手続き等

(4) 申請書類

No	申請に必要な書類
1	直近決算期の収入及び要した経費がわかる書類の写し 【個人事業主の場合】 ● 令和7年所得税確定申告書又は市県民税申告書及び収支内訳書 【法人の場合】 ● 直近決算期の確定申告書及び法人事業概況説明書及び損益計算書
2	事業を営んでいることが分かる書類の写し ● 営業許可証等
3	市税の滞納がないことの証明書 ● 市役所債権管理課又は支所市民サービス課にて滞納なし証明を発行 ※手数料必要
4	振込口座のわかる書類 ● 通帳表紙の裏面のコピー、ネットバンキング画面のスクリーンショット等
5	本人確認書類の写し（個人事業主の方のみ） ● 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のいずれか一つのコピー
6	（紙で申請する方のみ） 支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書（様式第1号）

2 申請手続き等

No.1 【個人事業主】添付書類「所得税確定申告書第一表」

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 **令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B** FA0125

住所 (又は事業所事務所等) 個人番号

令和7年のもの

性別 年齢 番号・番号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

令和1年1月1日現在の 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		計算		その他		納税の場	
種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額
事業等	ア	事業等	①	社会保険料控除	⑩	課税される所得金額	26	源泉徴収税額	44	配偶者の合計所得金額	49	郵便局	
農業	イ	農業	②	小規模企業共済等掛金控除	⑪	(9)-(26)又は第三表上の⑥に対する税額又は第三表の⑥	27	申告納税額	45	専従者給与(控除)額の合計額	50	名等	
不動産	ウ	不動産	③	生命保険料控除	⑫	配当控除	28	予定納税額(第1期分・第2期分)	46	青色申告特別控除額	51	種類	
利子	エ	利子	④	地震保険料控除	⑬	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	29	第3期分納める税金の税額	47	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	52	〇	〇
配当	オ	配当	⑤	寡婦・寡夫控除	⑭	政党等寄附金等特別控除	30	差引所得税額	48	未納付の源泉徴収税額	53	〇	〇
給与	カ	給与	⑥	勤労学生・障害者控除	⑮	住宅耐震改修特別控除	31	(27)-(29)-(30)-(31)	48	本年分で差し引く繰越損失額	54	〇	〇
雑	キ	雑	⑦	配偶者(特別)控除	⑯	住宅耐震改修特別控除	32	災害減免額	39	平均課税対象金額	55	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	扶養控除	⑰	再差引所得税額(基準所得税額)	40	復興特別所得税額	41	変動・臨時所得金額	56	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	基礎控除	⑱	復興特別所得税額	41	復興特別所得税額	41	申告期限までに納付する金額	57	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	医療費控除	⑳	所得税及び復興特別所得税の額	42	延納届出額	58	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	寄附金控除	㉑	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㉒	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㉓	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㉔	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㉕	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㉖	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㉗	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㉘	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㉙	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㉚	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㉛	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㉜	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㉝	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㉞	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㉟	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊱	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊲	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊳	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊴	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊵	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊶	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊷	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊸	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊹	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊺	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊻	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊼	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊽	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊾	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	復興特別所得税額	41	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	所得税及び復興特別所得税の額	42	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	外国税額控除	43	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	源泉徴収税額	44	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	申告納税額	45	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	コ	総合譲渡	⑧	合計	㊿	予定納税額	46	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	カ	一時	⑨	合計	㊿	第3期分納める税金の税額	47	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合譲渡	ク	総合譲渡	⑧	合計	㊿	差引所得税額	48	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一時	ケ	一時	⑨	合計	㊿	災害減免額	39	〇	〇	〇	〇	〇</	

2 申請手続き等

No.1 【個人事業主】添付書類「市県民税確定申告書」

令和8年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

大仙市長 まで (受付印)	現住所	整理番号
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 フリガナ	業種又は職業
氏名	個人番号	電話番号
生年 大・昭 月 日 平・令	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料除 ⑬ 社会保険料除 ⑮ 生命保険料除 ⑯ 地震保険料除 ⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除 ⑳ 障害者控除 ㉑～㉒ 配偶者特別控除・控除計 ㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	合計		円	
	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円	
	介護医療保険料の計		円	
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円	
	⑰ 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ ひとり親控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	⑲ 勤労学生控除 (学校名)	
	1 氏名	障害の程度	級度	
	個人番号			
	2 氏名	障害の程度	級度	
個人番号				
㉑～㉒ 配偶者特別控除・控除計 配偶者 氏名 生年月日 配属者の合計所得金額 配偶者 氏名 生年月日 配属者の合計所得金額 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			円	
1 氏名	生年月日	同居・別居の区分	控除額	
個人番号			万円	
2 氏名	生年月日	同居・別居の区分	控除額	
個人番号				
3 氏名	生年月日	同居・別居の区分	控除額	
個人番号				
4 氏名	生年月日	同居・別居の区分	控除額	
個人番号				
1 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	
個人番号				
2 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	
個人番号				
3 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	
個人番号				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
	不動産	ウ		
	配当	エ		
	給与	オ		
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
	総合譲渡	長期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産	③		
	配当	④		
	給与	⑤		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
	⑬から㉕までの計	㉖		
雑損控除	㉗			
医療費控除	㉘			
合計(㉖+㉗+㉘)	㉙			

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄

1. 遺族年金・障害年金等または、雇用保険・労災保険等を受給していた。(年金・保険の種類)	年間受給額	円	3. 下記の方に扶養されていた。(仕送りを受けていた)住所	氏名	続柄
2. 学生であった。学校名	(令和 年 月卒業見込み)		4. 1～3以外の方は前年の生活状況を記入してください。		

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

2 申請手続き等

No.1 【個人事業主】添付書類「市県民税確定申告書 収支内訳書」

令和 年分 収支内訳書(一般用) あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。

住所				氏名				大仙市
事業所所在地				電話番号	(自宅) (事業所)	※整理番号 (市使用欄)		
業種名	屋号			加入団体名				

令和 年 月 日提出 (自 月 日至 月 日)

科 目		金 額	科 目		金 額
収 入 金 額 売 上 原 価	売上(収入)金額 ①		経 費	旅費交通費 二	
	家事消費 ②			通信費 ホ	
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ヘ	
	計(①+②+③) ④			接待交際費 ト	
	期首商品(製品)棚卸高 ⑤			損害保険料 チ	
	仕入金額(製品製造原価)①⑥			修繕費 リ	
	小計(⑤+⑥) ⑦			消耗品費 ヌ	
	期末商品(製品)棚卸高 ⑧			福利厚生費 ル	
	差引原価(⑦-⑧) ⑨				
	差引金額(④-⑨) ⑩				
経 費	給料賃金 ⑪		の 他 の 経 費		
	外注工賃 ⑫				
	減価償却費 ⑬				
	貸倒金 ⑭				
	地代家賃 ⑮				
	利子割引料 ⑯				
	租税公課 イ			小計(イ~レまでの計) ⑰	
	荷造運賃 ロ			経費計(⑪~⑰までの計) ⑱	
	水道光熱費 ハ			専従者控除前の所得金額(⑩-⑱) ⑲	
	その他の経費			専従者控除 ⑳	
		所得金額(⑲-⑳)			

① + ②の値が120万円以上であれば対象
※2事業所以上の場合は、事業所毎の経費が
わかる書類が別途必要

内 訳 ①	5	内 訳 ⑥	5	専従者の氏名等			
	6		6	名	年齢	続柄	従事月数
	7		7				
	8		8				
	9		9				
	10		10				
	11		11				
	12		12				
	合計		合計	■本年における特殊事情			

2 申請手続き等

No.1 【法人】添付書類「損益計算書」

損益計算書

(自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日)

株式会社〇〇〇〇

(単位：千円)


勘定科目	金額	
売上高		
売上原価		
売上総利益		
販売費及び一般管理費		
営業利益		
営業外収益		
雑収入		
営業外費用		
支払利息		
経常利益		
特別利益		
貸倒引当金戻入		
特別損失		
税引前当期純利益		
法人税等		
当期純利益		

『販売費及び一般管理費』の値が120万円以上であれば対象
 ※2事業所以上の場合は、事業所毎の経費がわかる書類が別途必要

2 申請手続き等

No. 2 添付書類「事業を営んでいることが分かる書類の写し」

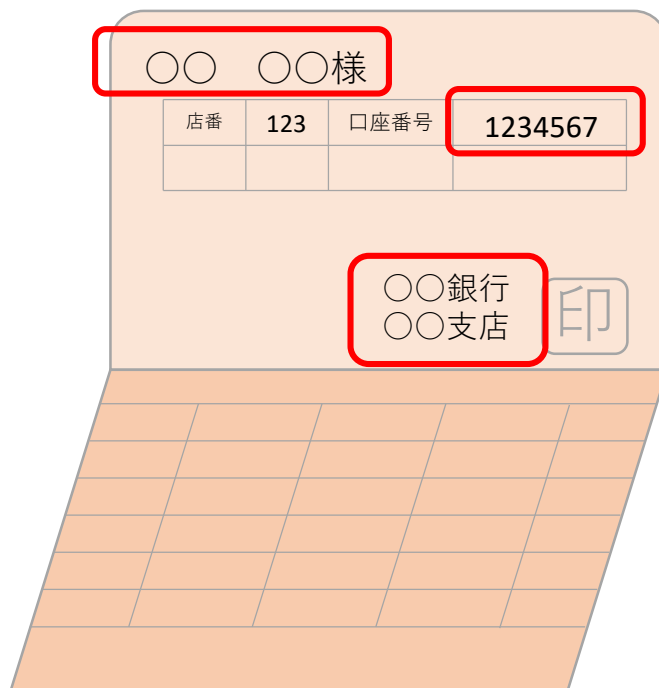
- ・営業に関する許可証等の写し（以下は食品衛生法営業許可証）を提出してください。
- ・許可の不要な業態を営んでおり許可証等をお持ちでない場合は、開業届の他、営業していること及び業種の把握できるチラシやSNSの画面の写しなどで確認しますのでご相談ください。

(記号及び番号) 年 月 日	
	
食品衛生法営業許可証	
営業者の氏名	
営業の種類	
施設の所在地	
施設の名称、屋号又は商号	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日
許可条件	
秋田県	保健所

2 申請手続き等

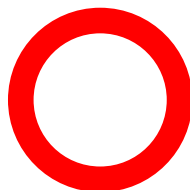
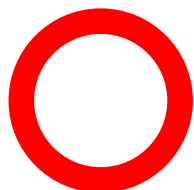
No. 4 添付書類「振込口座のわかる書類」

- 通帳を開いたページの写しやネットバンキングのスクリーンショット等
- 振込先の口座は申請者本人名義の口座に限ります。
- 法人の場合は、当該法人の口座に限ります。



No. 5 添付書類「本人確認書類の写し」(個人事業主の方のみ)

- 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等のいずれか一つのコピー



※マイナンバーカードの通知カードは身分証明となりません。

2 申請手続き等

(5) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を支給します。

(6) 通知等

申請書類の審査の結果、本給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、「支給決定通知書」を送付します。

また、申請書類の審査の結果、要件を満たさない等の場合に本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、「不支給決定通知書」を送付します。

なお、「支給決定通知書」は給付金の振込後に送付される場合があります。

(7) その他

- ① 本給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、大仙市は本給付金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還しなければなりません。
- ② 申請内容に不正があった場合など、必要がある場合は給付金の支給を受けた事業者名等を公表する場合があります。